

(略)

東京都監査委員	大	津	ひろ子
同	高	橋	信博
同	茂	垣	之雄
同	岩	田	喜美枝
同	松	本	正一郎

令和元年12月4日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第242条第4項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

なお、本件請求については、請求人は、個別外部監査契約に基づく監査を求めています。個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であるか否かの判断は、住民監査請求としての要件を備えている場合に限り行うものであることを申し添えます。

記

本件請求において、請求人は、東京都教育委員会教育長（以下「都教育長」という。）が、毎年、日本放送協会放送受信料（以下「NHK放送受信料」という。）1,300万余円を支払っていることは、テレビ受信機の最適な視聴距離の目安に照らせば都立高等学校の教室で30人から40人の規模で生徒が視聴するにはテレビ受信機は不向きであること、また、都立高等学校のカリキュラムでテレビ番組を視聴するものはなく都立高等学校に設置されているテレビ受信機は録画再生の用を専らとしていると思われプロジェクターに代えるべきであることから、不当であり、結果として生徒の視力低下を招くとして、都教育長に対し、不用なテレビ受信機の売却及びテレビ受信機を使用している授業科目を明らかにすることを求めているものと解される。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普

通地方公共団体の住民が監査を求め、当該財務会計上の行為の是正の措置等を請求できるものである。

本件請求における請求人の主張の趣旨は、第一に、テレビ受信機の最適な視聴距離の目安によると、教室の広さと視聴人数の規模の点からテレビ受信機が都立高等学校における視聴機材として適性を欠くこと、第二に、かつて請求人が都立高等学校に通学していた経験等から、都立高等学校のカリキュラムにおいてはテレビ番組を視聴する機会がなく、テレビジョン放送の視聴というテレビ受信機としての主要な用途がないことを理由として、毎年、NHK放送受信料の支出を伴うテレビ受信機が都立高等学校に設置されていることの不当性を問うものであると解される。

しかしながら、おおよそ、都立高等学校におけるテレビ受信機の設置場所及び室内の据付位置並びにその活用の在り方は、教育番組等を教材として視聴することの教育効果はもとより、学校運営や教育活動の実情、災害や事件事故等発生時の情報収集など生徒の安全確保や様々な地域課題への対応等、多様な目的や用途、必要性等に照らして総合的に判断されるものである。

本件請求において、請求人が主張する不当性の理由は、自ら得た知見をもとに述べられているが、上記様々な目的や用途、必要性等に照らして、テレビ受信機の設置の不当性が客観的に示されているとは言えない。また、NHK放送受信料の支出そのものが財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるとの格別の疎明もない。よって、本件請求は、法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件である財務会計上の行為の違法性・不当性を客観的に具備しているとは認められない。

以上のことから、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。